

下記の物件について、一般競争入札を行うので、静岡県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年静岡県規則第74号）第3条の規定に基づき公告する。

令和5年5月16日

静岡県知事 川勝平太

1 入札執行者

静岡県立静岡南部特別支援学校長 高田 宗享

2 担当部局

〒422-8006 静岡県静岡市駿河区曲金5丁目3番30号

静岡県立静岡南部特別支援学校 事務室

電話番号 054-285-1633

3 調達内容

(1) 件名

令和5年度 静岡県立静岡南部特別支援学校空調設備賃貸借

(2) 賃借物件及び数量

空調設備 一式

(3) 賃借物件の特質等

静岡県立静岡南部特別支援学校空調設備賃貸借仕様書（以下、「仕様書」という。）、設計図書及び入札説明書による。

(4) 賃借期間

令和5年8月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

※ 本契約は長期継続契約によるものとする。契約をした日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった際は、当該契約を解除する可能性がある。

(5) 設置期限

令和5年7月31日（月）

(6) 賃借場所

静岡県立静岡南部特別支援学校

(7) 入札方法

総額による。

入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

4 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「物品賃貸」の営業種目について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。
  - (3) 静岡県物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
  - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
  - (5) 静岡県発注公共工事暴力団排除措置要領（平成5年8月1日施行）に基づき、指名からの排除措置を受けていない者であること。
  - (6) 本社または事業所の所在地が静岡土木事務所管内であること。
- 5 入札者に求められる義務
- (1) 空調設備について、仕様書及び設計図書に示す条件を満たすこと。
  - (2) 空調設備の貸付後、修繕、点検その他アフターサービスを貸付先の求めに応じ速やかに提供できること。
  - (3) 空調設備を期限までに設置する能力があること。
- 6 仕様書、設計図書及び入札説明書等の交付期間、交付方法及び交付場所
- (1) 配布期間  
公告の日から令和5年5月26日（金）までの日（土曜及び日曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。
  - (2) 配布場所  
〒422-8006 静岡県静岡市駿河区曲金5丁目3番30号  
静岡県立静岡南部特別支援学校 事務室  
電話番号 054-285-1633
  - (3) 配布方法  
無償交付で直接行うものとする。
- 7 入札参加資格確認資料の提出
- 本入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す方法により入札参加資格確認資料を令和5年5月26日（金）午後4時まで（土曜日及び日曜日を除く。）に静岡南部特別支援学校に提出すること。
- 8 入札手続等
- (1) 入札執行日時  
令和5年6月1日（木）午後3時00分
  - (2) 入札の場所  
静岡県静岡市駿河区曲金5丁目3番30号 静岡県立静岡南部特別支援学校 体育館
  - (3) 入札書の提出方法  
入札書は原則、持参するものとし、電話、電報、FAXその他の方法による入札は認めない。

(4) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金：免除

契約保証金：納付（ただし、静岡県財務規則第55条第2項第3号に該当する場合は免除）

(5) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者の提出する入札書及び入札に関する条件等に違反した者の入札書は、無効とする。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要

9 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 詳細は入札説明書による。